尼崎市特別職報酬等審議会　議事録（第１回目）

１　日　時　　平成 23 年 12 月 27 日（火）13:00～15:00

２　場　所　　市役所本庁北館４階　４－１会議室

３　出席者　　委員（出席８名　欠席１名）
稲葉嘉昭委員（会長）　松並潤委員（副会長）
上田祥子委員　　　　　粟野毅委員
岸田園栄委員　　　　　公門將彰委員
坂根英生委員　　　　　趙信子委員
（欠席　数山美奈子委員）
事務局
稲村市長　　　　　　俵総務局長
安福人事管理室長　佐々木給与担当課長
中村課長補佐　　　　藤原係長　　迫田主事
傍聴人　１名

４　審議会進行次第

⑴　委嘱状の交付

⑵　市長挨拶

本日はお忙しい中、尼崎市特別職報酬等審議会にご出席賜りまして誠にありがとうございます。

この度の特別職報酬等審議会において、学識経験者の方、各種団体からの代表者の方、公募に応じていただきました市民の方と、様々な方面からご参加いただけましたこと、大変心強く思っております。また皆様方には、それぞれの専門的知識や日頃からの活動で感じられていることなど、充分に発揮していただけると確信いたしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

この特別職報酬等審議会では、市長及び副市長に対する退職手当や給与水準の在り方についてご議論いただきたいと思っております。市長、副市長の退職手当については、過去にも見直し案を出しましたが、最終的な調整ができず、未だに古い基準が残ったままとなってしまっております。今回はこの部分を中心にご議論をいただきたいというわけですが、合わせて今の時代における特別職の報酬制度の在り方自体についても諮問させていただきたいということでございます。

大変難しい議題ではございますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

⑶　委員紹介

⑷　会長及び副会長の選出

会長　　稲葉　嘉昭（尼崎経営者協会会長）

副会長　松並　潤（神戸大学大学院国際協力研究科教授）

⑸　会長挨拶

⑹　審議事項の諮問

市長から会長に対し、「市長及び副市長に対する退職手当の適正な水準並びに給与の在り方」について審議を諮問。

⑺　運営方法の説明

事務局が運営方法を説明。以下の事項を確認。

・会議は公開を原則とし、開催日についても公表する。

・議事録の作成は事務局が作成し、当該議事録は次回の審議会で承認後公開する。

・会議の傍聴者の発言・録音については禁止とする。

⑻　配布資料の説明等

⑼　審議内容

委員　　：　政策形成過程における市民意見聴取に関する取組みとはどのようなものか。

事務局　：　これまでは「パブリックコメント」という形で、比較的熟度の高い最終段階に近い案に対して、市民意見を聴取していたが、その時点で市民からの意見があっても、なかなか大幅な修正が困難であった。また時間的な制約もあり、少数の意見しかなされないという課題もあった。

そういったことから、今後はパブリックコメントとは別に、もっと熟度の低い中間案的な段階で論点を整理して、市民意見を聴取し、それらを踏まえたうえで、後半の審議会を進め最終案を完成させるというような取組みを行っていきたいと考えている。

この政策形成過程における市民意見聴取に関する取組み方法については、パブリックコメントのような意見募集をするのか、アンケートを実施するのか、説明会を開催するのか等、案件によって適切な手法を選択したいと考えており、この審議会においても、各委員と事務局とで協議しながら決定していきたい。

委員　　：　審議内容に対する市民意見の聴取について、過剰に市民意見に配慮するということに対しては、反対意見もあると思うが。

事務局　：　市民意見の中には、賛成・反対の双方の意見があるが、どちらの意見についても反映できるものは反映していく必要があると考えている。いずれにしても、市民に対する説明責任をしっかりと果たせる取組みを実施することが重要である。

　なお、これまでのパブリックコメントでは、そのほとんどが反対意見であったが、新たな政策形成過程における市民意見聴取制度を実施することによって、賛成意見も受けやすくなったのではないかと考えている。

委員　　：　パブリックコメントを実施する際は、他市の状況も公表するのか。

事務局　：　資料をどこまで公表するかは、また審議会内で協議して決定していきたい。

委員　　：　市長公約の「市長の退職手当を約 500 万円にする」というのは、この審議会ではどのように位置付けるべきか。

事務局　：　市長公約では、今期の市長の退職手当を約 500 万円にするとしているが、これはあくまでも時限的な措置であり、条例付則にかかる部分となる。この審議会では公約等の付則部分とは別に、本来の市長が受けるべき本則部分の退職手当について議論していただきたい。

委員　　：　過去にも改正が検討されたようであるが、それが条例改正に至らなかった経緯は。

事務局　：　平成 16 年度（前市長の時代）に尼崎市特別職報酬等懇話会が開催され、その中で退職手当額の引下げの提言がなされたが、その際は、「市長の退職手当を約 500 万円」とする市長公約があったこともあり、提言内容ではなく、当該市長公約の内容にて条例提案を行った。しかしながら、当該案では市長と副市長の退職手当の額が逆転するなどの問題もあり、最終的に議会で否決され、その結果、現在も市長の退職手当は約 3,400 万円が支給される制度となっている。

　当然、市長の職責は決して軽いものではないが、現在の退職手当額は他市と比較すると少し高いと考えられる。そこで、前回の提言内容にて再度条例改正を行うということも検討したが、前回の提言から年月も経過していることから、改めて尼崎市特別職報酬等審議会に諮問するという形をとった。

委員　　：　具体的な審議会の進め方については、まず、市長及び副市長の 4 年間の報酬水準の議論を行ってから、年俸制も含めて、その支払い方法について議論していきたいと思うが。

委員　　：　その前に、そもそも期末手当が何のためにあるものなのか。例えば給料の一部なのか、それとも市の業績によって左右されるものなのか、その辺

りの位置付けというものが重要ではないか。そうなると、市の業績をどう評価するのかということも議論が必要になる。

委員　：　業績による報酬制度を議論するというのは、今回の審議会の趣旨とは少し外れるのではないか。今回は条例本則の部分を審議するように諮問されており、業績による増減などの付則部分の議論は避けるべきではないか。

委員　：　本則に評価部分を入れるということはできないのか。

事務局　：　指標が難しいということもあり、現在のところ、評価や財政状況による部分は付則で規定することが一般的となっている。

委員　：　民間企業では、役員の退職手当は功労的なもので、一般職のそれは生活のためのものというイメージがあるが、市長の退職手当の位置付けがそのどちらに当たるものなのか。議論はここを整理してからになるのではないか。

委員　：　基本的なことだが、公務員の給与水準はどうやって決定されるのか。

委員　：　人事院勧告を基礎としているというのが一般的である。

委員　：　この審議会では、最終的に市長及び副市長の給与水準について、現在の退職手当等の考え方を大きく踏みはずすということではなく、色んなことを理解したうえで議論していきたい。そのために、まずは各手当の意義を理解したうえで、適正な水準の議論することが必要である。

それらを理解するためにも、事務局には、本日の議論で出た内容についての資料提供をお願いしたい。

事務局　：　次回の審議会までに用意する。

以　上